

農政Information

I 国内農業等をめぐる情勢

1. 国会・政府・与党の動き

◇外国人の長期就労拡大 特定技能2号「農業」など11分野に

政府は4月24日、外国人労働者の在留資格「特定技能2号」の対象を、現在の2分野から11分野に拡大する方針を自民党の特別委員会に示した。新たに「宿泊業」「農業」「外食業」などで働く外国人が、無期限の在留や家族の帯同を認められる。長期的な就労を促し、少子高齢化に伴う人手不足の解消を図る。同党内での議論を経て、政府は6月ごろの閣議決定を目指す。

特定技能2号の分野	
現行	建設業▷造船・船用工業
追加	ビルクリーニング業▷素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業▷自動車整備▷航空▷宿泊業▷農業▷漁業▷飲食料品製造業▷外食業
対象外	介護

◇技能実習廃止へ 新制度創設提案

外国人の技能実習・特定技能両制度の見直しを検討する政府有識者会議は4月28日、人材育成を掲げる技能実習を廃止し、「人材確保」を目的に加えた新制度創設を提案する中間報告を示した。労働力として明記した上で転籍の要件を緩和し、人権侵害が指摘された実習制度の改善を図る。受け入れの枠組みは維持され、不適切な事業者の排除や、支援体制の在り方などをさらに議論し、秋ごろに最終報告をまとめるとしている。

◇企業の農地取得構造特区移行へ 改正法成立

企業の農地所有の特例を盛り込んだ改正構造改革特区法が4月26日、参院本会議で可決・成立した。国家戦略特区の兵庫県養父市に限り認めてきた一般企業の農地所有の特例を、構造改革特区で他の自治体も利用できるようにする。農地荒廃などの問題が起きた場合に、自治体が農地を買い戻す仕組みは継続する。施行は9月1日。

◇多様な人材で農村維持 食料・農業・農村基本法検証

農水省は4月14日の食料・農業・農村基本法の検証部会で、農村や環境に関する施策の方向を示した。農村機能の維持では、農業の主な担い手の他に、兼業農家や自給的農家も「一定の役割を果たす」と指摘し、地域の話し合いを基に、多様な人材で農地の保全・管理を続けることが掲げられた。

◇食糧危機備え法制度 政府内に「司令塔」

異常気象やウクライナ危機に伴う食糧の供給不安の高まりを受け、農水省は4月28日、国内の食糧危機に備えた新たな法制度を検討する方針を明らかにした。農家への緊急増産の指示や生産資材の確保、買い占め防止、価格高騰の規制などを行う法的根拠を明確にし、政府一体で食料供給の確保に当たる体制構築を目指す。

◇コスト増「見える化」定期 畜産物適正価格形成へ

農水省は4月28日、生産から消費までの関係者でつくる「畜産・酪農の適正な価格形成に向けた環境推進会議」を立ち上げた。生産費の高騰を円滑に販売価格に反映できるよう、飼料代高騰による生産コスト増加の「見える化」、生乳取引価格に配合飼料価格の変化を反映する仕組みづくりなどを検討する。今後2回程度会合を開き、6月中旬にも中間取りまとめを行うとしている。

◇生協など共済巡り 規制改革推進会議WG議論

政府の規制改革推進会議は4月10日、地域産業活性化グループ（WG）を開き、生協や漁協、中小企業などの共済事業をテーマに議論した。3月にヒアリングをしたJA共済を除く共済事業について、監督省庁が推進体制などについて説明した。WGからは、顧客本位の業務運営を踏まえ、各省庁の監督指針の実効性向上などを求める意見が出た。

◇4JAが営農、経済事業説明

政府の規制改革推進会議は4月28日、地域産業活性化ワーキンググループ（WG）を開き、JAの自己改革などについて4JA（JAなめがたしおさい含む）からヒアリングを行った。民間委員は、自己改革の進捗を評価し、改革の継続や優良事例の一層の展開を求めた。同会議が今後まとめる答申に

農協改革やＪＡの内部統制に関する項目を盛り込むかどうかは今後調整を続ける。

＜４ＪＡ説明者＞

ＪＡいわて花巻	伊藤 清孝 代表理事組合長
ＪＡ鈴鹿	平子 伸 代表理事専務理事 小林 英将 理事
ＪＡなめがたしおさい	金田 富夫 代表理事専務
ＪＡ丹波ささやま	原 智宏 理事

◇鳥インフルエンザ部分的殺処分へ

農水省は、高病原性鳥インフルエンザの発生時に、鶏の殺処分を鶏舎単位に限定できるようにする「分割管理」の要点をまとめた。飼養衛生管理を一体的に行う「衛生管理区域」を分けることで、同区域ごとに殺処分ができるとし、防護柵で敷地を区切ることや、同区域ごとに作業者を分けることなどを条件として示した。同省は、来季の対策に反映できるよう、「分割管理」のマニュアルを作成する方針。

◇コロナ「５類」移行 インフルと同等へ

新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが５月８日、これまでの「２類相当」から季節性インフルエンザと同じ「５類」に移行した。行動制限に関する法的根拠がなくなり、感染対策は個人の判断に委ねられる。感染者の国内初確認から約３年４カ月。コロナ禍から脱却し、社会・経済活動の正常化に向けた大きな区切りとなる。

２．国内農畜産業の動きについて

◇生産資材価格高騰をめぐる情勢（燃油・電力・ガス）

農業用Ａ重油の２月の価格は１０７．２円／Ｌと、令和４事業年度の施設園芸等燃料価格高騰対策の発動基準価格（過去７中５平均、８１．６円／Ｌ）を大きく上回る水準で推移しており、急騰特例が発動している。

電力は高騰により、電気・ガス価格激変緩和対策事業が措置され、用途を問わず電気料金が使用料に応じて引き下げられている（低圧契約：７円／ｋＷｈ、高圧契約：３．５円／ｋＷｈ）

また、ＬＰガスや特別高圧契約の電力は、電気・ガス価格激変緩和対策事

業の対象外であったが、政府 LP ガスや特別高圧契約の電力への支援を推奨事業メニューに位置付けた上で、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金（地方創生臨時交付金）を 1 兆 2 0 0 0 億円増額した。

◇ 3 月農業物価指数 肥料、飼料高止まり 鶏卵は最高水準

農水省は 3 月の農業物価指数を公表した。2 0 2 0 年の価格を 1 0 0 とした指数で、生産資材全体で 1 2 2 . 1 となり、前月比で 0 . 2 %、前年同月比で 8 . 8 %それぞれ上昇。肥料や飼料などの高止まりが続いている。鶏卵は前月より 1 . 3 %高い 1 9 2 . 8 で、鳥インフルエンザの多発や飼料高騰などを背景に、過去最高水準が続いている。

3. 茨城県の動きについて

◇ 茨城県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画を公表

茨城県と県内の全 4 4 市町村は 3 月、「茨城県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画」を公表した。県は石岡市と常陸大宮市を環境負荷低減の取り組みを進める「特定区域」に設定した。石岡市の 9 地区を大規模な団地としてモデル化して、県南地域に広める。常陸大宮市の 2 地区では、団地化の横展開や有機米の団地化を進める。栽培技術を共有し、生産量が増えることで販路開拓につながる。

有機農業や温室効果ガスの排出量削減など環境負荷を低減する取り組みの認定件数を、2 0 2 7 年度までに 2 0 2 0 年度比で 3 割増の 5 1 0 0 件にする目標を掲げている。

II 国際情勢について

1. G 7 農相会合について

- 宮崎県宮崎市で開かれていた先進 7 カ国（G 7）農相会合は 4 月 2 3 日、食料安全保障の強化に向け、農業の生産性向上と環境に配慮した持続可能な農業の両立に取り組むとした共同声明と行動計画「宮崎アクション」を採択して閉幕した。人口増加と気候変動に対応するため、農業の生産性を高めることの重要性を確認。あらゆる形のイノベーション（技術革新）を進める必要があるとした。

また、日本の提案で、新たな時代に即した農業政策を提言するための共同

調査研究の開始も発表した。世界的な食糧需給の変化を踏まえ、G 7 各国の研究機関が望ましい農業政策を議論し、他国や世界貿易機関（WTO）などに提言することを目指す。

共同声明のポイント	
○	ウクライナの農業債権や輸出支援
○	農産物や資材のサプライチェーン（供給網）を多様化
○	既存の国内農業資源を有効活用し、貿易も円滑化
○	不当な輸出制限措置を回避
○	生産性向上を通じ、農業・食料システムの持続可能性を向上
○	地元の環境・条件に合った手法で温室効果ガス削減
○	農業・食料分野のイノベーションが重要

2. その他

◇持続可能な農業生産及び食料システムの実現に向けた食料安全保障のための日カナダ政府間の協力強化に係る共同声明に合意

野村農林水産大臣は4月22日、G 7 宮崎農業大臣会合の開催に併せて、ビボー・カナダ農業・農産食料大臣と会談を行い、二国間の取組として、農林水産省とカナダ農業・農産食料省の間で、農産品・生産資材の供給維持に関する協力対話の設置に合意し、その旨共同声明を発出した。

共同声明のポイント	
1	食料安全保障の支援のための強靱で持続可能な農業及び食料システムの確保のための両国政府の措置に係る情報の共有
2	両国間での農産品及び生産資材のカナダからの供給維持、これら品目の貿易関係者間の努力への支持について、情報交換を通じての政府間協力の強化
3	1 及び 2 を実施するため、定期的開催される日加農業食料政府間協力対話の設置

◇持続可能な農業に関する日米対話に係る共同声明に合意

野村農林水産大臣は4月21日、G 7 宮崎農業大臣会合の開催に先立ち、ビルサック米国農務長官と会談を行い、日米二国間で新たに「持続可能な農業に関する日米対話」を設置することに合意し、共同声明を発出した。

共同声明のポイント	
1	農林水産省と米国の農務省の間で「持続可能な農業に関する日米対話」を設立する。
2	この日米対話の下で、持続可能で生産性の高い農業を推進するための関連政策に係る情報共有、議論を行う。
3	この日米対話を、日本の農林水産省と米国の農務省が定期的を開催する。